

令和 6 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書

関 市 監 査 委 員

目 次

1	監査の基準.....	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の方針及び着眼点	2
5	監査の実施内容	3
6	監査の実施期間	3
7	監査の実施場所及び日程.....	3
8	監査の結果.....	4
	別紙 1	
	令和 6 年度工事技術監査結果.....	9
9	監査資料.....	27
	別表 1 令和 6 年度会計別の委託料予算の執行状況総括表.....	27
	別表 2 令和 6 年度委託料予算の執行状況	
	（1） 一般会計.....	27
	（2） 特別会計.....	31
	（3） 水道事業会計.....	33
	（3） 下水道事業会計.....	34
	別表 3 指定管理施設の概要.....	35

定期監査結果報告書

1 監査の基準

この監査は、関市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

定期監査

- ・地方自治法第199条第4項に基づく、財務監査・工事技術監査
- ・地方自治法第199条第7項に基づく、財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 財務監査

令和6年度一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の委託料にかかる令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間に執行された、一般事務及び財務に関する事務、並びに事業の管理及び消防団運営事業補助金にかかる事業の管理について監査を実施した。

(2) 財政援助団体等監査(10施設)

令和6年度において、公の施設の管理を委託している指定管理者から抽出して、財政援助団体等監査を実施した。監査対象とした公の施設及び指定管理者は次のとおりである。

施設名称	指定管理者	所管課
関 市 洞 戸 運 動 公 園	NPO 法人キウイスポーツクラブ	スポーツ推進課
関市洞戸テニスコート		
関 市 板 取 体 育 館	関市板取ふれあいのまちづくり 推 進 委 員 会	
関市板取島口体育館		
関市板取白谷体育館		
関市板取門出体育館		
関市板取運動公園		
関市板取テニスコート		
中濃公設地方卸売市場	中 濃 青 果 株 式 会 社	商 工 課
関 市 立 図 書 館	学 校 法 人 岐 阜 済 美 学 院	生 涯 学 習 課

(3) 工事技術監査(1事業)

令和6年度に施工している工事の中から抽出して工事技術監査を実施した。

事業名	所管課
桜ヶ丘小学校留守家庭児童教室建設 (建築等・電気設備・機械設備) 工事	教育総務課 管財課

4 監査の方針及び着眼点

本年度の監査は、次のような事項を主眼にして実施した。

(1) 財務監査

ア 契約関係

- ・業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、業務に精通していること等をもって契約相手を指定していないか。
- ・契約金額の算定において、適正な価格となっているか。
- ・契約書類等に不備はないか。
- ・契約内容が適切に履行されているか。
- ・委託の成果物は、契約書に基づき適正に受領されているか。
- ・契約時期と業務期間は適正であるか。
- ・個人情報取り扱いに関する記載は適正であるか。
- ・仕様で提出を求めた書類、成果品について、適正に受領しているか。

イ 支出関係

- ・支出負担行為は適切な時期に起票されているか。
- ・完了届により業務を確認したうえでの支払いができているか。
- ・支払いの遅延はないか。

ウ その他

- ・要領、マニュアル等の定めに沿った事務の運用が行われているか。
- ・消防団運営事業補助金について、各分団に対する支出状況把握、事業管理に努め、適切に対応されているか。

(2) 財政援助団体等監査

ア 所管課関係

- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・指定管理者に対し適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

イ 指定管理者関係

- ・施設の管理は、関係法令の定めるところにより適切に行われているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・公の施設の管理に係る収支の会計は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。

- ・現金の管理は、適切に行われているか。
- (3) 工事技術監査
- 市が行う工事について、計画、設計、積算、施工等は、安全管理が徹底され、適正かつ経済的に行われているか。

5 監査の実施内容

- (1) 財務監査においては、実施対象部署から事前に提出された資料について、事務局職員による予備審査を実施し、監査委員による監査では書類による審査及び課長等から事務事業の執行状況等について聴取し、質疑を行い、必要に応じ、現場審査を実施した。
- (2) 財政援助団体等監査においては、所管課から事前に提出された資料について、事務局職員による予備審査を実施し、監査委員による監査では書類による審査を行い、必要に応じて関係職員から事務事業の執行状況等について、質疑を行い、併せて現地にて指定管理者への質疑及び関係書類を審査した。
- (3) 工事技術監査については、公益社団法人大阪技術振興協会に委託して実施した。

6 監査の実施期間

令和6年10月30日から令和6年11月26日まで

7 監査の実施場所及び日程

- (1) 財務監査（6日間）

ア 書類審査（監査室）

日 付	課 名
11月 5日	生涯学習課、子ども家庭課、商工課、保険年金課、都市計画課 農林課、企画広報課
11月 6日	福祉政策課、税務課、関商工高等学校、秘書課、市民課 学校教育課、教育総務課（学校教育センター）、下水道課 契約検査課
11月 7日	スポーツ推進課、観光課、行政情報課、市民協働課、財政課 土木課、建設総務課、議会事務局、文化課
11月11日	水道課、危機管理課、高齢福祉課、市民健康課、管財課 環境課
11月26日	会計課

イ 現場審査（1件）

日 付	件 名	課 名
11月19日	関市消防団運営補助金	危機管理課

(2) 財政援助団体等監査（2日間）

日 付		施 設 名 称
11月19日 (書類審査)	11月19日	関市洞戸運動公園、関市洞戸テニスコート
	11月21日 (現場審査)	関市板取体育館、関市板取島口体育館 関市板取白谷体育館、関市板取門出体育館 関市板取運動公園、関市板取テニスコート 関市立図書館、中濃公設地方卸売市場

(3) 工事技術監査（1日）

日 付	事 業 名
10月30日 (書類審査) (現場審査)	桜ヶ丘小学校留守家庭児童教室建設 (建築等・電気設備・機械設備) 工事

8 監査の結果

■財務監査（委託料・消防団運営補助金について）

ア 関市契約規則では随意契約による場合も予定価格を定めなければならないとしている。しかし、当該事業の予算現額を設計額、予定価格としている事例も見受けられた。これらの中には設計額、予定価格を積算することが困難な事案もあるが、適正な契約金額であることを担保するために、複数事業者から見積書を徴取し検討するなど、でき得る限り合理的かつ適正な設計額、予定価格を設定するよう努められたい。起案文書等は、関市随意契約マニュアル等を参考に作成されたい。なお、制度所管課においては、よりわかりやすいマニュアル等の整備及び職員への周知（研修会の開催）に今後も努められたい。

イ 業者指定による契約について、業者指定理由が「精通しているから」など不適切な理由によるものも見受けられたので、業者を指定する場合は、「業者指定理由書」に地方自治法施行令第167条に基づく適切な理由を明記されたい。なお、制度所管課においては、決裁合議の際に特に注視し、指導に努められたい。

ウ 委託業務を履行するにあたり、契約書及び特記仕様書等に記されている条件・留意事項等が遵守されているかについても、指導・確認に努められたい。特に、当該委託業務に、個人情報の取扱いが含まれており、契約書にも『個人情報取扱特記事項』が明記されているが、『特記事項』で定めている必要書類の提出及び主管課による確認事務が行われていない事例が複数見受けられた。

また、当該委託業務には個人情報の取扱いが生じるが、契約書に『個人情報取扱特記事項』が明記されておらず、約款、仕様書等にも明記されていないため、個人情報の取扱いに関する必要な『安全管理措置等』が講じられているか

確認できない、不適切な事例も複数見受けられた。制度所管課においては、『個人情報』の取扱い』について、職員への周知（研修会の開催など）と指導に努められたい。

エ 個々の委託業務において、本来提出を求める必要がある報告書類が未提出で、主管課から催促されないまま、審査検収・支払事務が行われている事例もあった。今後は、完了報告による審査検収時には、業務の契約書、仕様書等を再確認されたい。提出を求めた報告書類については、単に受領するだけでなく、必ず内容を確認・精査し、審査検収・支払事務をされたい。なお、このような事例が、今回の監査対象以外の業務でも発生していないか、今一度確認し、改善されたい。

オ 支出負担行為として整理する時期は、「関市支出負担行為の整理区分に関する規則」で定められている。しかし、起票日が本来整理すべき日からかなり遅延しているものが多数見受けられるので、支出負担行為が形式的なものにならないよう留意されたい。

カ 長期継続契約は、会計年度独立の原則及び予算単年度主義の特例であり、「関市長期継続契約条例」により運用されている。しかし、随意契約においては、毎年前年同様の形式的な見積合わせが行われている事例も見受けられた。長期継続契約により事務の効率化や経費の削減、市民サービスの向上などを図るため、長期継続契約の対象業務の更なる活用についても検討していただきたい。

また、制度所管課においては、対象業務の拡大について、他自治体の先進事例の検証、制度の周知など一層の取組を望むものである。

キ 消防団運営補助金については、「令和5年度定期監査」以降、主管課では各分団における活動運営補助金の適正管理と適正使用について、中間監査を実施するなど指導に取り組まれているが、運営補助金で購入した備品の確認、備品台帳整備が完了していないので、早急に調査、整備し、補助金で購入した備品の適正管理を指導されたい。今後も消防団活動運営補助金事業の監督と指導に努められたい。

■財政援助団体等監査（指定管理者について）

令和6年度中に指定管理を行わせている公の施設のうちから抽出した10施設4団体について、調書、協定書、その他関係書類を審査し、現地においても施設の管理状況等について、指定管理者等に聞き取り調査及び関係書類の審査を行った。

監査方針及び着眼点により監査を実施した結果、各施設に係る指定管理料について、予算においてはおおむね適正に執行されているものと認められた。また、監査調書ほか各施設の指定管理に係る基本協定書及び年度協定書において定められている管理業務内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次の諸点については、今後の事務・事業の執行時に特に留意されたい。

【書類審査】

- ア 指定管理施設を所管する主管課においては、指定管理者から定期または不定期（例：半期に一度の指定管理料の概算払いの時期など）にその管理状況を確認し、また報告させることにより、その都度業務に関する指導、監督を行うよう努められたい。
- イ 提出書類については、単に受領するだけでなく内容についても確認し、必ず審査されたい。また、基本協定書の内容と照合して不足する書類や記載漏れ等については、指導や助言を行うよう努められたい。
- ウ 提出書類における事業計画については、事業の羅列だけでなく、活動方針を記載させるよう指導するとともに、事業報告については、基本協定に基づき課題分析と自己評価を記載させるよう協定書の内容と照合し、不足する書類、記載内容等について注意喚起するなど指導されたい。
- エ 主管課において、指定管理業務に関する報告書類の確認や指導等が不足している部分が見受けられるので、指定管理施設の関係条例や基本協定書等が遵守されているか今一度確認を行われたい。また、指定管理者制度所管課においては、「公の施設の指定管理者制度運用ガイドライン」等の見直しについても適宜検討され、指定管理者制度がより効果的・効率的に運用されるよう望むものである。

【現場審査】

- ア 「基本協定書」に基づく業務の実施状況を把握するとともに、仕様書に基づき利用者増を図るために自主事業を行うなど経営努力を発揮されるよう指導されたい。なお、指定管理以外の事業として自主事業を実施するのであれば、仕様書の見直しを行うこと。

■ 工事技術監査

工事技術監査において、桜ヶ丘小学校留守家庭児童教室建設工事（建築等・電気設備・機械設備）について、書類及び現場審査を公益社団法人大阪技術振興協会の技術士により実施した。（別紙１）

監査にあたった技術士からは、関係書類及び現場で軽微な指摘事項はあったものの、各種届出書や施工計画など、工事着手から監査時までの書類は良く整備されており、監督員の工事受注者への指導が適切に行われているとの評価を受けた。建築等工事の入札不調等により、進捗率（令和６年９月末現在）は建築等工事 6.4%（計画 6.4%）、電気設備工事 7.0%（計画 10.0%）、機械設備工事 11.0%（計画 13.0%）と若干の遅れが見られた。現場工事管理については、サンプリング調査であったため、細部まで確認することはできなかったが、細かい所まで現場工事管理は、徹底、指導がなされていたとの評価を受けた。

令和 6 年度工事技術監査結果

1 実施日

令和 6 年 10 月 30 日

2 監査対象工事

桜ヶ丘小学校留守家庭児童教室建設（建築等・電気設備・機械設備）工事

3 工事技術監査業務委託機関及び技術士

公益社団法人 大阪技術振興協会 松谷 孝広 技術士

4 監査の方法

工事請負契約書、設計図書等の書類審査及び現場審査

5 工事概要

現在、留守家庭児童教室(学童保育)を学校敷地内の仮設建築物(プレハブ校舎)で開設しているが、平成 20 年に建設された建築物であり、内装等の老朽化が激しく改修工事を行う必要性が生じている。

以上に加え、建屋はプレハブ業者とリース契約を結んでおり、使用を続ける限り年間約75万円の賃貸借料金支払いが生じる。

また、同一敷地内に防災備蓄倉庫が設置されているが、こちらについても老朽化による建て替えの必要性が生じている。

以上のことから、既設建築物を撤去し、防災備蓄倉庫を併設した留守家庭児童教室の建設を行う。

(1) 工事場所 関市明生町 4 丁目 1 番 1 号

(2) 工事内容

◇建築等工事

敷地面積 19,155.85 m²建築面積 238.36 m²(放課後児童クラブ：233.86 m² 渡り廊下：4.5 m²)延べ床面積 226.36 m²(放課後児童クラブ：221.86 m² 渡り廊下：4.5 m²)

構造規模 鉄骨造 地上 1 階

附帯施設 渡り廊下

外構工事 構内舗装 他

◇電気設備工事

・幹線動力設備工事	1 式
・電灯設備工事	1 式
・太陽光発電設備工事	1 式
◇機械設備工事	
・空調設備工事	1 式
・衛生設備工事	1 式
・既設校舎改修工事	1 式

(3) 工事受注者

◇建築等工事

株式会社山佐組

【第 1 回目で落札】

「一般競争入札 4 者 事後審査型 電子入札」

不調により、再入札し決定

【設計価格の 99.44%】

◇電気設備工事

株式会社日発電工

【第 1 回目で落札】

「一般競争入札 7 者 事後審査型 電子入札」

【設計価格の 91.80%】

◇機械設備工事

株式会社長沼水道工業所

【第 1 回目で落札】

「一般競争入札 3 者（3 辞退）事後審査型 電子入札」

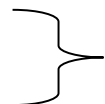
【設計価格の 96.96%】

(4) 設計及び工事監理

◇建築等工事

◇電気設備工事

◇機械設備工事



各工事とも同じ

設 計：株式会社 金華建築事務所

工事監理：株式会社 金華建築事務所

(5) 事業費

◇建築等工事

設計金額（税込）138,050,000 円

請負金額（税込）137,280,000 円（うち消費税及び地方消費税 12,480,000 円）

落札率：99.44%

◇電気設備工事

設計金額（税込）19,899,000 円

請負金額（税込）18,268,800 円（うち消費税及び地方消費税 1,660,800 円）

落札率：91.80%

◇機械設備工事

設計金額（税込）14,465,000 円

請負金額（税込） 14,025,000 円（うち消費税及び地方消費税 1,275,000 円）
落札率：96.96%

(6) 工事期間

◇建築等工事

令和6年7月9日から令和7年3月14日まで

◇電気設備工事

令和6年6月4日から令和7年2月28日まで

◇機械設備工事

令和6年6月4日から令和7年2月28日まで

(7) 進捗状況

◇建築等工事（令和6年9月末日現在）

計画出来高 6.4% 実施出来高 6.4%

【計画どおり】

（基礎埋戻し完了）

◇電気設備工事（令和6年9月末日現在）

計画出来高 10.0% 実施出来高 7.0%

【計画より 3.0 %遅い】

（キュービクルから新築留守家庭児童教室まで幹線引込み完了）

◇機械設備工事（令和6年9月末日現在）

計画出来高 13.0% 実施出来高 11.0%

【計画より 2.0 %遅い】

（施工事前計画準備中）

(8) 工事監督員

◇建築等工事（財務部管財課 営繕係）

総括監督員 課長 小石 隆之

主任監督員 課長補佐 松下 仁

一般監督員 技手 岡 倫正

◇電気設備工事（財務部管財課 営繕係）

総括監督員 課長 小石 隆之

主任監督員 課長補佐 松下 仁

一般監督員 技手 平賀 広大

◇機械設備工事（財務部管財課 営繕係）

総括監督員 課長 小石 隆之

主任監督員 課長補佐 松下 仁

一般監督員 技手 平賀 広大

建設業法 19 条の二 2 項により、受注者に監督者の書面通知は適正であった。

6 監査所見

3-1 書類関係

(1) 契約保証及び前払金保証について

ア 契約保証

◇建築等工事

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度^{※1}の活用が図られている。

13,728,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%以上】

◇電気設備工事

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

1,826,880 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%以上】

◇機械設備工事

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

1,402,500 円

【関信用金庫 請負金額の 10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができます。

「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められています。

イ 前払金保証

◇建築等工事

前払金保証について、契約約款通りであり適正であった。

令和 6 年度分 54,910,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

◇電気設備工事

令和 6 年度分 7,300,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

◇機械設備工事

請求なく、支払いなし。

(2) 入札状況について

◇建築等工事

◇電気設備工事

◇機械設備工事

一般競争入札

本工事は、「関市競争入札等参加者選定要綱」、「関市競争入札参加資格審査に係る主観的事項審査要領」に基づき適正に施行されていた。また、入札は、「関市電子入札実施要領」の規定による電子入札で適正に執行されていた。

(3) 契約関係書類

◇建築等工事

工事請負契約者は、『公共工事請負契約約款』に基づき適正に締結されていた。

◇電気設備工事

工事請負契約者は、『公共工事請負契約約款』に基づき適正に締結されていた。

◇機械設備工事

工事請負契約者は、『公共工事請負契約約款』に基づき適正に締結されていた。

(4) 建設業退職金共済に関する書類

◇建築等工事

◇電気設備工事

◇機械設備工事

各受注者とも「建設業退職金共済制度^{※2}」への加入がなされている。

建設業退職金共済制度の共済証紙については、建築等工事、電気設備工事及び機械設備工事の受注者から「掛金収納書」が市に提出されていた。しかし、電気設備工事受注者の購入金額が少なかった。

本制度の主旨を理解し、掛金収納書の提出時には共済証紙の購入金額の根拠についても提示するよう受注者を指導するとともに、建設業退職金共済制度が適正に利用されるような体制を整えられたい。

※2 建設業退職金共済制度

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、**機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。**上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、**本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。**

(5) 工事保険契約

◇建築等工事

◇電気設備工事

◇機械設備工事

各工事とも労災保険、法定外労働災害補償制度^{※3}、賠償責任保険等に受注者が加入している。また、特記に記載しており、適正な管理状態であった。**保険加入期日は、工期プラス14日以上（検査または引渡し迄日）であった。**

※3 法定外労働災害補償制度（労災の上乗せ）

法定外労働災害補償制度の導入は、経営審査事項の加点項目の中でも特に大きい項目の一つです。従業員がいる場合、法定労災には当然加入をします。法定労災以外に上乗せの労災として加入していることが経審上評価され、加点となります。

6-2 設計・積算に関する書類

(1) 設計

【建築等設計方針】

保育人数は80人を想定し、国基準の1.65㎡/1人の保育面積を確保した。

保護者の送迎しやすさを考慮し建設は学校敷地内、施設稼働の日程および時間が学校とは異なることから、施錠等の管理区分を明確とするため校舎とは別棟とした。

防災備蓄倉庫を併設していることから、避難所となっている既存体育館に隣接させることに加え、同時に渡り廊下を建設することにより、避難所開設時における物資補給の動線確保を行った。

その他、災害による停電発生時の対応として防災備蓄倉庫部分の電源に太陽光発電設備を採用、選挙の投票所となる可能性も考慮し、バリアフリー対応の施設とした。

【電気設備設計方針】

- ・経済性、安全性、省エネ性に配慮した設備設計を行う。
- ・備蓄倉庫部分の電源に太陽光発電設備を採用。

【機械設備設計方針】

- ・利用者にかかる負担が最小限になるよう熟考する。
- ・各設備法規を遵守した設計とする。

ア 設計図書

設計図書は、「株式会社 金華建築事務所」にて作成していることを確認した。

本工事の設計図書は、適正であった。

【建築実施設計に使用した基準、指針】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共建築工事標準仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部	令和4年5月30日
2	建築物解体工事共通仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部	令和2年6月17日
3	2020年版建築物の構造関係技術基準解説書	国土交通省国土技術政策総合研究所	令和2年10月26日
4	建築工事標準詳細図	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	令和4年版
5	鉄筋コンクリート工事標準図	〃	〃
6	鉄骨工事標準図	〃	〃

【電気。機械設備実施設計に使用した基準、指針】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部	令和4年5月30日
2	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部	令和4年5月30日
3	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部	令和4年5月30日
4	公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部	令和4年5月30日

(2) 工事積算

【コスト縮減】

◇建築等工事

- 1) 規格品の製作家具を採用した。

◇電気設備工事

- 1) 汎用品が使用可能な場合、汎用品を採用する。

◇機械設備工事

- 1) 高効率機器の選定を行う。

【単価・歩掛の無い場合の取扱】

◇建築等工事

三社の見積りを徴収し、最低値に掛け率を採用している。ただし、最低値する際に異常値と判断された見積りに関しては省いている。

◇電気設備工事

三社の見積りを徴収し、最低値に掛け率を採用している。ただし、最低値する際に異常値と判断された見積りに関しては省いている。

◇機械設備工事

三社の見積りを徴収し、最低値に掛け率を採用している。ただし、最低値する際に異常値と判断された見積りに関しては省いている。

掛け率については、各社よりヒヤリングを行い、実勢に合った単価として採用した。

【数量算出・設計書の照査方法】

◇建築等工事

当該工事の設計調査業務の際に、建築積算士による照査を行っている。

また、併せて、工事の発注の為の設計書作成の際、関市職員による照査を行う。

◇電気設備工事

当該工事の設計調査業務の際に、建築積算士による照査を行っている。

また、併せて、工事の発注の為の設計書作成の際、関市職員による照査を行う。

◇機械設備工事

当該工事の設計調査業務の際に、建築積算士による照査を行っている。

また、併せて、工事の発注の為の設計書作成の際、関市職員による照査を行う。

ア 数量算出について

設計内訳書の数量算出は、業務委託された「株式会社金華建築事務所」によって、「建築数量積算基準」に準拠して作成されていた。

イ 値入について

国土交通省監修（建築コスト管理システム研究所）の「公共建築工事積算基準」及び市販の「建設物価」、「建築コスト情報」、「積算資料」及び「建築施工単価」を使用し、「株式会社金華建築事務所」にて積算していた。また、「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3者以上の徴取がなされていた。見積比較を経て、本工事の採用単価として積算されていた。

【建築積算参考図書】【電気積算参考図書】【機械設備積算参考図書】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	建築数量積算基準・同解説	大成出版社	令和5年
2	コスト情報、建設物価	(財)建設物価調査会	令和6年. 01. 冬
3	施工単価、積算資料	(財)経済調査会	令和6年. 02
4	公共建築積算基準	官房官庁営繕部	令和5年版
5	建設工事標準	(財)建設物価調査会	改訂55版
6	工事歩掛要覧	(財)経済調査会	改訂19版

(3) 設計内訳書

◇建築等工事

◇電気設備工事

◇機械設備工事

提出された「設計内訳書」をチェックしたが、内容的に問題なく適切に算出作成、整備されていた。

6-3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

◇建築等工事

◇電気設備工事

◇機械設備工事

各工事とも諸官庁への届出は、適正であった。

(2) 工事カルテ

◇建築等工事

◇電気設備工事

◇機械設備工事

各工事とも工事カルテの作成と(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事实績情報システム)登録が行われていた。関連書類は適正に整備・保管されており、適正であった。

(3) 設計図書の照査

◇建築等工事

◇電気設備工事

◇機械設備工事

受注者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により「公共工事請負契約約款」に基づき設計図書の照査を行う必要がある。岐阜県の設計図書の照査に沿い、提出させて頂きたい。 **【工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)より】**

5 設計図書の照査

●工事請負契約約款及び岐阜県建設工事共通仕様書において、設計照査の実施は受注者の責務

工事請負契約約款第18条(条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

岐阜県建設工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則

1-1-3 設計図書の照査等

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

18

5 設計図書の照査

●「設計図書の照査」の範囲をこえるもの(事例)

1. 現地測量の結果、横断面図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断面計画の見直しを伴う横断面図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更により構造物の構造計算が新たに必要、或いは再計算が必要になった場合の変更図面の再作成が必要となるもの。
ただし、当初横断面図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。
(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う)
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要なもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造図面作成。
10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
11. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
12. 舗装修繕工事の縦横断面設計。(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず、共通仕様書「1-6-15 路面切削工」「1-6-17 オーバーレイ工」「1-6-18 アスファルト舗装補修工」等に該当し縦横断面設計を行うものは設計照査に含まれる。)

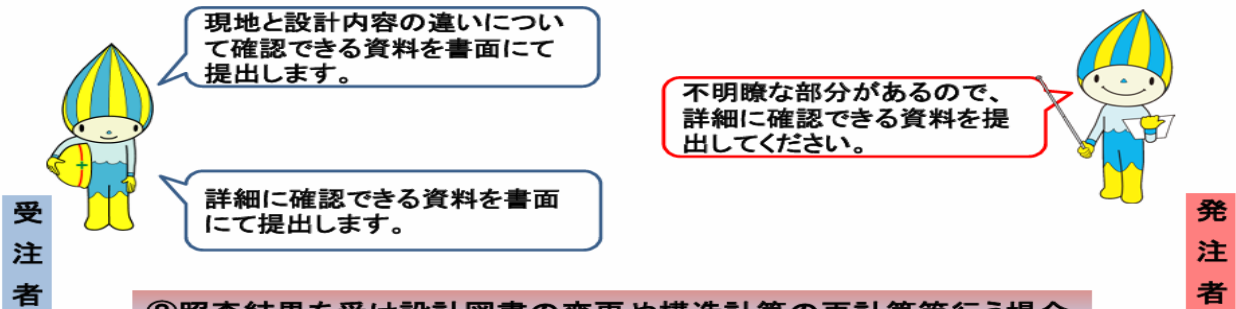
(注)適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

19

5 設計図書の照査

●設計照査結果における受発注者間のやりとり

①照査結果の報告【受注者負担】



②照査結果を受け設計図書の変更や構造計算の再計算等行う場合【発注者負担】

設計図書の訂正または変更を行います。

(4) 工程管理及び履行報告書

- ◇建築等工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

施工計画作成時に実施工程表が、提出され整備されていた。

出来高管理として、前月までの工事施工出来高工程曲線を併記させ、工程管理を行っていた。適正であった。

(5) 施工計画書

- ◇建築等工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

施工計画書は、本工事内容に沿って記述させ、適切に作成させていた。

施工計画を活用し、段階確認立会い、材料承認など、監督員の検査チェックを行い適正に管理していた。

(6) 現場代理人、監理技術者及び主任技術者届

- ◇建築等工事

現場代理人・監理技術者届及び関係書類を確認した。

- ◇電気設備工事

現場代理人・主任技術者届及び関係書類を確認した。

- ◇機械設備工事

現場代理人・主任技術者届及び関係書類を確認した。

各工事とも適切であった。

(7) 施工体系図及び施工体制台帳

- ◇建築等工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

施工体系図及び施工体制台帳は、適時提出させ、整備・保管されていた。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条」、「建設業法第 24 条の 7」、及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認し適正であった。

(8) 工事材料関係の書類

◇建築等工事(使用材料承諾願、試験・検査済証)

No	使用材料	承諾願(○印)	試験・検査項目
1	砕石 RC-40	○	メーカー仕様による
2	コンクリート	○	メーカー仕様による
3	異形鉄筋	○	メーカー仕様による

◇電気設備工事(使用材料承諾願、試験・検査済証)

No	使用材料	承諾願(○印)	試験・検査項目
1	分電盤・太陽光発電設備	○	メーカー仕様による
2	ハンドホール・管・ケーブル 弱電機器類	○	メーカー仕様による

◇機械設備工事(使用材料承諾願、試験・検査済証)

No	使用材料	承諾願(○印)	試験・検査項目
1	空調・配管・換気・フード・ダクト	○	メーカー仕様による

使用資材製品届、工事材料承諾願及び工事材料確認願などは工事受注者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も受注者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。適正であった。

(9) 打合せに関する書類

- ◇建築等工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施されていた。適正であった。

(10) 検査及び品質管理について

- ◇建築等工事

◇電気設備工事

◇機械設備工事

工事材料使用承諾願は、受注者業者より提出させていた。

書面から判断して特に問題は認められない。

6-4 建設廃棄物処理及び残土に関する書類（工事監査時まで）

◇建築等工事(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No	項 目	産 業 廃 棄 物				土 捨	
		木くず	Co, As殻	廃プラ	金属くず		
1	産業廃棄物種類						
2	委託契約書(有/無)	有	有	有	有		
3	処分業許可証(有/無)	有	有	有	有		
4	収集・運搬業許可証(有/無)	有	有	有	有		
5	処分地・運搬経路図(有/無)	有	有	有	有		
6	マニフェスト管理(有/無)	有	有	有	有		

◇電気設備工事(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No	項 目	産 業 廃 棄 物		土 捨	
1	産業廃棄物種類	汚泥	Co, As殻	残土	
2	委託契約書(有/無)	有	☒ 有	☒ 有	
3	処分業許可証(有/無)	有	☒ 有	有	
4	収集・運搬業許可証(有/無)	有	有	有	
5	処分地・運搬経路図(有/無)	有	有	有	
6	マニフェスト管理(有/無)	有	☒ 有	有	

◇機械設備工事(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No	項 目	産 業 廃 棄 物		土 捨	
1	産業廃棄物種類	廃プラ	混合	—	
2	委託契約書(有/無)	有	有		
3	処分業許可証(有/無)	有	有		
4	収集・運搬業許可証(有/無)	有	有		
5	処分地・運搬経路図(有/無)	有	有		
6	マニフェスト管理(有/無)	有	有		

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は、施工中で確認できなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係

る資材の再資源化等に関する法律」などに遵守した再生資源実施計画書が提出されていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認するとのことである。

- (3) 各工事受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条2項」に該当する場合、工事完成后、速やかに「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」を利用し、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、電子媒体にて提出させていた。

「建設副産物情報交換システム工事登録証明」(一般財団法人 日本建設情報総合センター) 登録証を添付させること。

(リサイクル状況の集約への協力)

第16条 リサイクル状況の集約を容易にするため、請負者は再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の内容をCOBRISに登録し、工事登録証明書を作成し、発注者に提出するものとする。

参考 サンプル

6-5 安全管理に関する書類

◇建築等工事

(工事管理記録、安全管理標識掲示：実施中項目に□印)

工事管理記録	安全管理の会議・現場での標識掲示
日報・週報・月報 品質管理・出来型管理・納品管理 グリーン購入法適合製品の購入 打合せ簿・指示書・実施工程管理表 工事写真帳・	朝礼・安全会議記録 安全パトロール記録 新規入場者教育ノート 建設業許可票・労災保険成立票 施工体制体系図・緊急連絡体制図 建設業退職金共済制度適用事業主現場標識

◇電気設備工事

(工事管理記録、安全管理標識掲示：実施中項目に○印)

工事管理記録	安全管理の会議・現場での標識掲示
--------	------------------

日報・週報・月報 品質管理・出来型管理・納品管理 グリーン購入法適合製品の購入 打合せ簿・指示書・実施工程管理表 工事写真帳・	朝礼・安全会議記録 安全パトロール記録 新規入場者教育ノート 建設業許可票・労災保険成立票 施工体制体系図・緊急連絡体制図 建設業退職金共済制度適用事業主現場標識
---	--

◇機械設備工事

(工事管理記録、安全管理標識掲示：実施中項目に○印)

工事管理記録	安全管理の会議・現場での標識掲示
日報・週報・月報 品質管理・出来型管理・納品管理 グリーン購入法適合製品の購入 打合せ簿・指示書・実施工程管理表 工事写真帳・	朝礼・安全会議記録 安全パトロール記録 新規入場者教育ノート 建設業許可票・労災保険成立票 施工体制体系図・緊急連絡体制図 建設業退職金共済制度適用事業主現場標識

- (1) 施工計画書より安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 作業所での朝礼や職長ミーティング、KYT（危険予知訓練）記録など安全管理に対する書類は適正であった。
すべてを確認することが出来なかったが、作業員への安全管理は、ミーティングで周知徹底しているとのことである。
- (3) 足場昇降下部（ステップ階段）を地盤と平行に設置すること。
踏み段が水平でないため、作業員が滑りやすい)

7 現場施工状況調査における所見

現場は、分かり易い「工事概要看板」を掲示していた。

- (1) 現場事務所及び工事現場は、資材等が整然とし良く管理できた状態であった。品質の適切性が確認できた。
- (2) 建設業許可票等の（掲示物）は、一部記載誤りがあったので、その場で指摘した。
早急に修正するとのことである。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合（規則第25条、規則別記様式第29号）

縦 25 cm 以 上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無	専任	
	資格名	資格者証交付番号	監理技術者の資格者証の番号 監理技術者でない場合は、空欄	
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事 許可()第 号		
許可年月日	横35cm以上			

記載要領

1. 「主任技術者の氏名」の欄は、監理技術者を配置する場合には、「監理技術者の氏名」とし監理技術者の氏名を記載
2. 「専任の有無」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者の専任を要する場合には、「専任」と記載
3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条の第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載
4. 「資格者証交付番号」の欄は、専任を要する監理技術者を配置する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載
5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載
6. 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

建設業法等による工事現場掲示物の記載方法等について、請負業者への再確認指導をお願いする。

建設業法等により工事現場への掲示が必要な許可票等（愛知県土木工事現場必携 P18）

掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘 要
建設業の許可票	公衆の見やすい場所	元請業者のみ (緩和処置)	建設業法第 40 条 同法施行規則第 25 条
施工体系図	工事関係者が 見やすい場所 及び公衆が見 やすい場所	下請負契約を締結 した場合	建設業法第 24 条の 7 第 4 項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進 に関する法律第 15 条 標準仕様書 p1-9 第 1 編 1-1-12 第 2 項
<u>再下請負通知書の 提出案内 注)</u>	工事現場の下 請負人が見や すい場所	施工体制台帳作成 対象の工事	建設業法施行規則第 14 条の 3 第 1 項
建設リサイクル法 通知済ステッカー	工事現場の標 識など公衆が 見やすい場所	同ステッカーを監 督員から受領した 工事	標準仕様書 p1-14 第 1 編 1-1-21 第 7 項
労災保険関係成立 票	労働者に見や すい場所	全ての工事	労働者災害補償保険法施行規則第 49 条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 施行規則第 77 条
「建設業退職金共 済制度適用事業主 工事現場」の標識	工事現場また は事業場内	建設業退職金共済 制度に該当する工 事	標準仕様書 p 1-42 第 1 編 1-1-49 第 5 項
作業主任者一覧表	関係労働者が 見やすい箇所	作業主任者を選任 しなければならない 工事	労働安全衛生規則第 18 条 作業主任者の氏名及びその者に行なわせ る事項を記載
解体等工事の事前 調査結果	工事関係者が 見やすい場所 及び公衆が見 やすい場所	建築物等の解体、 改築、補修作業を 伴う工事	大気汚染防止法第 18 条の 7 石綿障害予防規則第 3 条

再下請負通知書の提出案内の工事現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請
け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所（※4）まで、
建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 14 条の 4 に規定する再下請負通知
書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類
の提出をしてください。

（※4）提出すべき場所を明確に記載すること。

(3) 現場内に産業廃棄物が分別保管されていた。適正であったが、表示されていなかった。

(現場は、産業廃棄物の一時保管場所である。)

産業廃棄物（または特別管理産業廃棄物）の保管場所がある場合（表示義務）
(規則第7条の3、第7条の5、第8条、第8条の10の2、第8条の10の4、第8条の13)

下図は、事業場における廃棄物の保管場所掲示板例

産業廃棄物（または特別管理産業廃棄物）保管施設	
産業廃棄物 (または特別管理産業廃棄物) の種類	〇〇〇、△△△
管理者の氏名または 名称および連絡先	〇〇区〇〇町〇〇〇 株式会社△△△△ 代表取締役 振興太郎 電話 ××-×××××-×××××
最大保管高さ ※	〇.〇m

60cm以上

60cm以上

8 技術監査全般

工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手から監査時までの書類は良く整備されていた。監督員の工事受注者への適切な指導の表れと思われる。

今回は、サンプリング調査であったため、細部まで確認することはできなかったが、細かい所まで現場工事管理は、徹底、指導がなされていた。

施工及び管理は、書類はもとより、現場での工事監理が大切である。

年末、年始と工事繁忙期となり、工程的に厳しいと感じる。作業員が忙しさのあまり事故が多くなるため、より一層の安全管理に努めて頂きたい。

工事完成まで気の緩みなきよう、今以上の安全管理及び品質管理の徹底指導を行い無事故、無災害で完成をお願いします。

以 上

9 監査資料

会計別の委託料予算の執行状況総括表

別表 1

<令和6年度>

(令和6年9月30日現在)

(単位:円)

会計別	予算現額	執行済額	予算残額	執行率 (%)	前年度比較増減 (ポイント)
一般会計	6,134,504,544	3,995,203,920	2,139,300,624	65.1	△ 0.9
特別会計	295,801,000	194,902,915	100,898,085	65.9	1.9
水道事業会計	334,707,000	165,187,934	169,519,066	49.4	△ 3.1
下水道事業会計	849,312,961	573,608,635	275,704,326	67.5	18.6
合 計	7,614,325,505	4,928,903,404	2,685,422,101	64.7	0.9

<令和5年度>

(令和5年9月30日現在)

(単位:円)

会計別	予算現額	執行済額	予算残額	執行率 (%)
一般会計	5,908,495,441	3,900,376,575	2,008,118,866	66.0
特別会計	367,486,000	235,050,574	132,435,426	64.0
水道事業会計	234,537,671	122,981,085	111,556,586	52.4
下水道事業会計	706,423,877	345,768,930	360,654,947	48.9
合 計	7,216,942,989	4,604,177,164	2,612,765,825	63.8

令和6年度 委託料予算の執行状況

別表 2

(1) 一般会計

(令和6年9月30日現在)

(単位:円)

款	項	目	節				摘 要
			12 委託料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 議会費			5,231,000	3,590,086	1,640,914	68.6	
	1 議会費		5,231,000	3,590,086	1,640,914	68.6	
		1 議会費	5,231,000	3,590,086	1,640,914	68.6	
2 総務費			663,821,120	478,485,012	185,336,108	72.1	
	1 総務管理費		567,560,120	424,754,994	142,805,126	74.8	
		1 一般管理費	5,443,000	3,500,180	1,942,820	64.3	
		2 企画広報費	175,518,000	97,977,580	77,540,420	55.8	
		3 行政管理費	8,889,000	3,504,000	5,385,000	39.4	
		4 情報化推進費	136,157,000	130,899,714	5,257,286	96.1	
		6 財政管理費	2,332,000	1,507,000	825,000	64.6	
		7 財産管理費	163,354,620	132,939,579	30,415,041	81.4	
		8 契約検査費	2,785,000	2,135,980	649,020	76.7	
		9 まちづくり推進費	9,926,000	8,259,553	1,666,447	83.2	
		10 地域振興費	18,012,000	8,402,658	9,609,342	46.7	
		11 総合交通対策費	40,639,000	31,124,250	9,514,750	76.6	
		12 会計管理費	4,504,500	4,504,500	0	100.0	
	2 徴税费		86,067,000	52,918,214	33,148,786	61.5	
		2 賦課徴収費	86,067,000	52,918,214	33,148,786	61.5	
	3 戸籍住民基本台帳費		77,475,500	23,317,800	54,157,700	30.1	
1 戸籍住民基本台帳費		77,475,500	23,317,800	54,157,700	30.1		

(令和6年9月30日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘 要
			12 委託料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
	4 選挙費		10,092,000	710,604	9,381,396	7.0	
		1 選挙管理委員会費	1,351,000	710,604	640,396	52.6	
		市長選挙費	0	0	0	—	
	6 監査委員費		102,000	101,200	800	99.2	
		1 監査委員費	102,000	101,200	800	99.2	
3 民生費			1,759,416,731	1,021,667,459	737,749,272	58.1	
	1 社会福祉費		310,485,431	283,564,325	26,921,106	91.3	
		1 社会福祉総務費	204,583,175	197,709,945	6,873,230	96.6	
		2 福祉医療費	1,414,000	297,000	1,117,000	21.0	
		3 障がい者福祉費	4,927,000	2,862,100	2,064,900	58.1	
		4 障がい者自立支援費	85,520,000	68,654,024	16,865,976	80.3	
		7 生活困窮者自立支援費	14,041,256	14,041,256	0	100.0	
		2 高齢福祉費		152,326,880	106,015,465	46,311,415	69.6
	1 高齢福祉総務費		4,123,000	2,733,379	1,389,621	66.3	
	2 在宅老人福祉費		87,481,880	79,891,014	7,590,866	91.3	
	3 生涯現役促進費		17,287,000	16,001,247	1,285,753	92.6	
	4 後期高齢者医療費		43,435,000	7,389,825	36,045,175	17.0	
	3 児童福祉費		1,296,476,420	631,960,069	664,516,351	48.7	
		1 児童福祉総務費	17,891,420	11,162,285	6,729,135	62.4	
		2 保育所運営費	1,214,979,000	598,285,329	616,693,671	49.2	
		3 保育所費	56,291,000	18,631,625	37,659,375	33.1	
		4 母子福祉費	5,040,000	3,160,000	1,880,000	62.7	
		5 児童発達支援センター費	2,275,000	720,830	1,554,170	31.7	
	4 生活保護費		128,000	127,600	400	99.7	
		1 生活保護総務	128,000	127,600	400	99.7	
4 衛生費			1,095,874,400	537,851,236	558,023,164	49.1	
	1 保健衛生費		936,731,400	382,471,286	554,260,114	40.8	
		1 保健衛生総務	17,905,000	13,290,616	4,614,384	74.2	
		2 予防費	779,098,400	244,177,376	534,921,024	31.3	
		3 市民健康づくり対策費	27,694,000	27,415,600	278,400	99.0	
		4 環境衛生費	104,991,000	90,857,762	14,133,238	86.5	
		5 墓地公園費	7,043,000	6,729,932	313,068	95.6	
		2 清掃費		159,143,000	155,379,950	3,763,050	97.6
	1 塵芥処理費		133,037,000	132,954,690	82,310	99.9	
	2 し尿処理費		26,106,000	22,425,260	3,680,740	85.9	
5 農林水産業費			151,085,334	95,171,616	55,913,718	63.0	
	1 農業費		7,269,000	2,191,170	5,077,830	30.1	
		1 農業委員会費	442,000	0	442,000	0.0	
		3 農業振興費	6,649,000	2,149,590	4,499,410	32.3	
		4 畜産業費	178,000	41,580	136,420	23.4	

(令和6年9月30日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘 要
			12 委託料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
	2 林業費		100,710,000	55,662,899	45,047,101	55.3	
		1 林業総務費	45,783,000	24,888,859	20,894,141	54.4	
		2 林道費	45,000,000	24,009,040	20,990,960	53.4	
		3 治山費	9,927,000	6,765,000	3,162,000	68.1	
	3 農地費		43,106,334	37,317,547	5,788,787	86.6	
		1 農地費	43,106,334	37,317,547	5,788,787	86.6	
6 商工費			232,193,000	176,387,508	55,805,492	76.0	
	1 商工費		232,193,000	176,387,508	55,805,492	76.0	
		1 商工総務費	43,134,000	42,415,000	719,000	98.3	
		2 工業振興費	5,964,000	2,696,224	3,267,776	45.2	
		3 商業振興費	603,000	264,258	338,742	43.8	
		4 観光費	182,492,000	131,012,026	51,479,974	71.8	
7 土木費			853,230,000	461,737,382	391,492,618	54.1	
	1 土木管理費		22,255,000	16,015,304	6,239,696	72.0	
		1 土木総務費	22,255,000	16,015,304	6,239,696	72.0	
	2 道路橋りょう費		474,701,000	219,260,786	255,440,214	46.2	
		1 道路橋りょう総務費	385,000	385,000	0	100.0	
		2 道路維持費	220,516,000	130,871,205	89,644,795	59.3	
		3 道路新設改良費	23,900,000	15,734,581	8,165,419	65.8	
		4 橋りょう維持費	229,900,000	72,270,000	157,630,000	31.4	
	3 河川費		91,666,000	40,921,100	50,744,900	44.6	
		2 河川維持費	65,621,000	28,271,100	37,349,900	43.1	
		3 河川新設改良	26,045,000	12,650,000	13,395,000	48.6	
	4 都市計画費		250,470,000	174,766,018	75,703,982	69.8	
		1 都市計画総務費	113,044,000	73,766,100	39,277,900	65.3	
		2 街路事業費	65,300,000	60,342,040	4,957,960	92.4	
		3 公園管理費	44,026,000	35,377,878	8,648,122	80.4	
		4 土地区画整備費	28,100,000	5,280,000	22,820,000	18.8	
	5 住宅費		14,138,000	10,774,174	3,363,826	76.2	
		1 住宅管理費	14,138,000	10,774,174	3,363,826	76.2	
8 消防費			40,320,000	22,571,692	17,748,308	56.0	
	1 消防費		40,320,000	22,571,692	17,748,308	56.0	
		2 非常備消防費	1,057,000	594,000	463,000	56.2	
		3 消防施設費	8,722,000	269,192	8,452,808	3.1	
		4 防災対策費	30,541,000	21,708,500	8,832,500	71.1	
9 教育費			1,292,078,129	1,179,371,348	112,706,781	91.3	
	1 教育総務費		9,051,000	4,499,732	4,551,268	49.7	
		2 事務局費	1,508,000	640,732	867,268	42.5	
		3 学校教育費	3,760,000	2,792,000	968,000	74.3	
		4 まなびセンター費	3,783,000	1,067,000	2,716,000	28.2	

(令和6年9月30日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘 要
			12 委託料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
	2 小学校費		120,949,879	93,336,250	27,613,629	77.2	
		1 学校管理費	80,017,879	57,478,716	22,539,163	71.8	
		2 教育振興費	16,921,000	15,307,334	1,613,666	90.5	
		3 学校建設費	24,011,000	20,550,200	3,460,800	85.6	
	3 中学校費		72,743,000	55,668,563	17,074,437	76.5	
		1 学校管理費	29,143,000	21,574,023	7,568,977	74.0	
		2 教育振興費	25,300,000	23,575,240	1,724,760	93.2	
		3 学校建設費	18,300,000	10,519,300	7,780,700	57.5	
	4 高等学校費		30,059,000	28,176,520	1,882,480	93.7	
		2 高等学校管理	28,744,000	27,513,220	1,230,780	95.7	
		3 教育振興費	1,315,000	663,300	651,700	50.4	
	5 社会教育費		533,765,250	503,099,209	0	94.3	
		1 社会教育総務費	85,949,000	84,677,590	0	98.5	
		2 公民館費	4,632,000	4,484,700	147,300	96.8	
		3 図書館費	125,873,000	124,712,875	1,160,125	99.1	
		4 文化振興費	27,667,000	20,288,531	7,378,469	73.3	
		5 文化会館費	126,822,000	115,444,960	11,377,040	91.0	
		6 自然の家管理費	6,284,000	2,682,853	3,601,147	42.7	
		7 生涯学習施設費	156,538,250	150,807,700	5,730,550	96.3	
	6 保健体育費		525,510,000	494,591,074	30,918,926	94.1	
		1 スポーツ推進費	10,971,000	10,968,760	2,240	99.9	
		2 スポーツ施設費	295,823,000	273,512,394	22,310,606	92.5	
		3 学校給食費	212,450,000	209,654,970	2,795,030	98.7	
		4 学校保健費	6,266,000	454,950	5,811,050	7.3	
10 災害復旧費			41,254,830	18,370,581	22,884,249	44.5	
	1 農林水産施設 災害復旧費		26,254,830	10,701,570	15,553,260	40.8	
		1 農業施設災害復旧費	15,582,000	5,581,730	10,000,270	35.8	
		2 林業施設災害復旧費	10,672,830	5,119,840	5,552,990	48.0	
	2 土木施設災 害復旧費		15,000,000	7,669,011	7,330,989	51.1	
1 土木施設災害復旧費		15,000,000	7,669,011	7,330,989	51.1		
一般会計合計			6,134,504,544	3,995,203,920	2,139,300,624	65.1	

(2) 特別会計

(国民健康保険特別会計 事業勘定)

(令和6年9月30日現在)

(単位:円)

款	項	目	節				摘 要
			12 委託料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 総務費			33,818,000	16,400,934	17,417,066	48.5	
	1 総務費		33,818,000	16,400,934	17,417,066	48.5	
		1 総務管理費	33,221,000	16,400,934	16,820,066	49.4	
		2 徴税費	597,000	0	597,000	0.0	
4 保険事業費			56,814,000	8,752,133	48,061,867	15.4	
	1 保険事業費		56,814,000	8,752,133	48,061,867	15.4	
		1 特定健康診 査等事業費	54,435,000	8,743,116	45,691,884	16.1	
		2 保険事業費	2,379,000	9,017	2,369,983	0.4	
国民健康保険特別会計（事業勘定）合計			90,632,000	25,153,067	65,478,933	27.8	

(国民健康保険特別会計 直診勘定)

(令和6年9月30日現在)

(単位:円)

款	項	目	節				摘 要
			12 委託料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 国民健康保険診療所運営費			65,189,000	47,670,692	17,518,308	73.1	
	1 総務費		59,928,000	45,232,151	14,695,849	75.5	
		1 施設管理費	59,928,000	45,232,151	14,695,849	75.5	
	2 医業費		5,261,000	2,438,541	2,822,459	46.4	
		1 医業費	5,261,000	2,438,541	2,822,459	46.4	
国民健康保険特別会計（直診勘定）合計			65,189,000	47,670,692	17,518,308	73.1	

(財産区特別会計)

(令和6年9月30日現在)

(単位:円)

款	項	目	節				摘 要
			12 委託料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 財産区事業費			1,711,000	1,420,100	290,900	83.0	
	1 財産区管理費		1,711,000	1,420,100	290,900	83.0	
		1 広見財産区管理費	23,000	0	23,000	0.0	
		2 東武芸財産区管理費	84,000	0	84,000	0.0	
		3 南武芸財産区管理費	94,000	0	94,000	0.0	
		4 小野財産区管理費	305,000	282,700	22,300	92.7	
		5 富之保財産区管理費	495,000	495,000	0	100.0	
		6 中之保財産区管理費	150,000	148,500	1,500	99.0	
		7 下之保財産区管理費	560,000	493,900	66,100	88.2	
財産区特別会計合計			1,711,000	1,420,100	290,900	83.0	

(公設地方卸売市場事業特別会計)

(令和6年9月30日現在)

(単位:円)

款	項	目	節				摘 要
			12 委託料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 市場事業費			10,627,000	10,627,000	0	100.0	
	1 市場事業費		10,627,000	10,627,000	0	100.0	
		1 管理費		10,627,000	10,627,000	0	100.0
公設地方卸売市場事業特別会計合計			10,627,000	10,627,000	0	100.0	

(介護保険事業特別会計)

(令和5年9月30日現在)

(単位:円)

款	項	目	節				摘 要
			12 委託料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 介護保険給付事業費			124,095,000	107,689,752	16,405,248	86.8	
	1 総務費		22,217,000	10,439,185	11,777,815	47.0	
		1 総務管理費	1,519,000	635,058	883,942	41.8	
		2 徴収費	5,758,000	4,808,127	949,873	83.5	
		3 介護認定審査会費	14,940,000	4,996,000	9,944,000	33.4	
	3 地域支援事業費		101,878,000	97,250,567	4,627,433	95.5	
		1 介護予防事業費	27,114,000	26,534,146	579,854	97.9	
		2 包括的支援・任意事業費	74,764,000	70,716,421	4,047,579	94.6	
介護保険事業特別会計合計			124,095,000	107,689,752	16,405,248	86.8	

(後期高齢者医療特別会計)

(令和6年9月30日現在)

(単位:円)

款	項	目	節				摘 要
			12 委託料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 後期高齢者医療事業費			3,547,000	2,342,304	1,204,696	66.0	
	1 総務費		3,547,000	2,342,304	1,204,696	66.0	
		2 徴収費	3,547,000	2,342,304	1,204,696	66.0	
後期高齢者医療特別会計合計			3,547,000	2,342,304	1,204,696	66.0	

特別会計合計			295,801,000	194,902,915	100,898,085	65.9	
--------	--	--	-------------	-------------	-------------	------	--

(3) 水道事業会計

(収益の支出)

(令和6年9月30日現在)

(単位:円)

款	項	目	節				摘 要
			19 委託料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 水道事業費用			223,937,000	101,841,860	122,095,140	45.5	
	1 営業費用		223,937,000	101,841,860	122,095,140	45.5	
		1 原水及び浄水費	69,804,000	28,830,020	40,973,980	41.3	
		2 配水及び給水費	38,951,000	28,784,800	10,166,200	73.9	
		3 受託工事費	737,000	660,000	77,000	89.6	
		4 総係費	114,445,000	43,567,040	70,877,960	38.1	

(資本の支出)

款	項	目	節				摘 要
			19 委託料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 資本の支出			110,770,000	63,346,074	47,423,926	57.2	
	1 建設改良費		110,770,000	63,346,074	47,423,926	57.2	
		2 配水整備改良費	110,770,000	63,346,074	47,423,926	57.2	

水道事業会計合計	334,707,000	165,187,934	169,519,066	49.4	
----------	-------------	-------------	-------------	------	--

(4) 下水道事業会計

(収益的支出)

(令和6年9月30日現在)

(単位:円)

款	項	目	節				摘 要
			17 委託料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 下水道事業費用			805,272,961	529,598,635	275,674,326	65.8	
	1 営業費用		805,272,961	529,598,635	275,674,326	65.8	
		1 公共下水道管路施設費	28,072,000	21,849,300	6,222,700	77.8	
		2 特定環境保全公共下水道管路施設費	14,600,000	11,024,200	3,575,800	75.5	
		3 農業集落排水管路施設費	13,887,500	13,887,500	0	100.0	
		4 コミュニティプラント管路施設費	3,305,000	2,998,600	306,400	90.7	
		5 雨水管路施設費	56,083,000	41,305,000	14,778,000	73.6	
		6 ポンプ場施設費	1,709,000	746,500	962,500	43.7	
		7 公共下水道処理場施設費	105,983,000	71,317,478	34,665,522	67.3	
		8 特定環境委保全公共下水道処理場施設費	266,957,741	167,919,029	99,038,712	62.9	
		9 農業集落排水処理場施設費	229,286,500	177,299,024	51,987,476	77.3	
		10 コミュニティプラント処理場施設費	17,820,000	11,517,004	6,302,996	64.6	
		11 業務費	55,606,000	0	55,606,000	0.0	
		12 総係費	11,963,220	9,735,000	2,228,220	81.4	

(資本的支出)

款	項	目	節				摘 要
			17 委託料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 資本的支出			44,040,000	44,010,000	30,000	99.9	
	1 建設改良費		44,040,000	44,010,000	30,000	99.9	
	2 公共下水道 処理場施設 整備費		44,040,000	44,010,000	30,000	99.9	

下水道事業会計合計	849,312,961	573,608,635	275,704,326	67.5	
-----------	-------------	-------------	-------------	------	--

(注) 本表の執行済額には、未支出額(契約の締結等により額の確定したもの)も含まれている。

別表 3

指定管理施設の概要

(1) 指定管理の状況

施設名	指定管理者	指定 区分	指定期間	基本協定 (年度協 定)
関市洞戸運動公園	NPO 法人 キウイスポー ツクラブ	特定者指名	R2. 4. 1 ～ R7. 3. 31	R2. 2. 7 (R6. 3. 22)
関市洞戸テニスコート				
関市板取体育館	関市板取ふれ あいのまちづ くり 推進委員会	特定者指名	R2. 4. 1 ～ R7. 3. 31	R2. 2. 7 (R6. 3. 22)
関市板取島口体育館				
関市板取白谷体育館				
関市板取門出体育館				
関市板取運動公園				
関市板取テニスコート				
中濃公設地方卸売市場	中濃青果 株式会社	特定者指名	R4. 4. 1 ～ R7. 3. 31	R4. 3. 25 (R6. 3. 27)
関市立図書館	学校法人岐阜 済美学院	特定者指名	R2. 4. 1 ～ R7. 3. 31	R2. 4. 1 (R6. 4. 1)

(2) 令和6年度の指定管理料（委託料）

施設名	指定管理料	支払回数	支払状況
関市洞戸運動公園 関市洞戸テニスコート	6,550,100 円	2 回	4 月、10 月
関市板取体育館 関市板取島口体育館 関市板取白谷体育館 関市板取門出体育館 関市板取運動公園 関市板取テニスコート	2,848,000 円	2 回	4 月、10 月
中濃公設地方卸売市場	10,627,000 円	4 回	4 月、7 月 10 月、1 月
関市立図書館	115,800,000 円	2 回	4 月、11 月

(3) 各施設の利用者状況

(単位：人)

施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
関市洞戸運動公園 関市洞戸テニスコート	2,653 885	2,021 1,702	2,018 1,136
関市板取体育館 関市板取島口体育館 関市板取白谷体育館 関市板取門出体育館 関市板取運動公園 関市板取テニスコート	1,439 － 40 158 422 37	1,656 － 95 171 306 28	4,492 － 228 178 16,130 44
関市立図書館	186,044	158,649	218,143

※ 関市板取島口体育館は平成23年度から老朽化のため貸出していない

※ 中濃公設地方卸売市場は利用者に貸出等を行う施設ではないため記載していない